

**社会保険労務士が答える  
企業の労務管理**

坂井昭二



**103万円の壁と  
130万円の壁**

以前こちらのコーナーでも取り上げられました。平成28年10月1日から短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用が拡大されました。こちらの制度はいわゆる106万円の壁と言われています。

同じように103万円、130万円の壁があります。そしてニュースでも話題となっていますが、2018年からは150万円の壁もできる見込みです。

このような金額の壁で皆さんはこんな話題を耳にしたことはないでしょうか？

年末に近づくにつれ扶養に入りたいため、給与の年間収入を103万円、

19

もしくは130万円を超えないように調整したいという人がいます。この給与の年間収入を抑えることができたなら、どちらも扶養に入ることができるといえるのでしょうか？ 確認していきましょう。

◆ ◆

● 103万円の壁とは所得税法上の扶養控除のことです。

こちらでは年間の合計所得金額が38万円以下であること（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）となっており、つまり、給与の年間収入が103万円以内に抑えることができたなら扶養に入れます。

● 130万円の壁とは一般的にいう社会保険の扶養のことです。

こちらの収入要件は、年間収入130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は、年間収入（※1）180万円未満）かつ

当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、月額3611円以下であること）



また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意ください。

○ 同居の場合Ⅱ収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満（※2）

○ 別居の場合Ⅱ収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※1・年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該

者（被保険者）の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときとは被扶養者となることであ

ります。

所得税法上の扶養控除は年間で判断するため、給与収入が103万円を超えていたら扶養控除からは外れてしまいます。

社会保険の扶養は年間収入が130万円未満でも必ず扶養に入れるわけではありません。社会保険の扶養は、過去における収入のことではなく、将来に向かって年収がいくら見込めるかどうかということとなります。つまり収入がなくなった時点で、被扶養者となることができず、その年の収入が130万円以上であっても社会保険の扶養となることもあるのです。ここが所得税法上の扶養控除とは大きく違うところです。間違えないようにしていきましょう。

坂井社会保険労務士事務所（小澤会計事務所内）・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会  
員  
イラスト・伊藤栄章